

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：	風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：	第66条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：	青森県公安委員会
法 令 の 定 め：	
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14日
申 請 先：	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 合 せ 先：	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：	